

ご使用者の安全と車の事故を未然に防ぐため、
1日1回走行前の**仕業点検**と**6・12か月ごと**
に行なう**定期点検**があります。

■ 仕業点検・

定期点検

2輪の軽自動車と同様に、法律（道路運送車両法）に準じて行ないます。

詳細は別冊「**整備手帳**」をご覧ください。